

令和6年度

周南市農業委員会事業計画書

周南市農業委員会

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、

農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、

食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、

農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、

認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、

暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

(2016年5月26日開催「平成28年度全国農業委員会会長大会」において制定)

目 次

1	基本方針.....	3
2	事業方針.....	3
3	重点事項.....	3
	(1) 農地等の利用の最適化の推進.....	3
	(2) 地域計画の策定に向けた協力.....	4
	(3) 農地法等の適正執行.....	4
	(4) 組織の体制整備と活動強化.....	4
4	会議の開催・出席.....	5
	(1) 総会.....	5
	(2) 委員全員協議会.....	5
	(3) 地区協議会.....	5
	(4) 幹事会.....	6
	(5) 広報委員会.....	6
	(6) 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会.....	6
	(7) 常設審議委員会（山口県農業会議）.....	6
	(8) その他の会議.....	7
5	活動計画.....	7
	(1) 農地等の利用の最適化を推進する活動.....	7
	(2) 地域計画の策定に向けた協力.....	8
	(3) 農地法等関係活動.....	9
	ア 農地法関係活動.....	9
	イ 農地中間管理事業の推進に関する法律関係活動.....	14
	ウ 農業経営基盤強化促進法関係活動.....	14
	エ 農業振興地域の整備に関する法律関係活動.....	15
	オ 土地改良法関係活動.....	16

カ	租税特別措置法関係活動.....	16
キ	地方税法関係活動.....	16
(4)	組織活動.....	17
(5)	研修活動.....	18
(6)	情報提供活動.....	18
(7)	日常活動.....	19
(8)	その他の活動.....	20
6	年間活動計画表（主要業務）.....	21
	（参考1）周南市農業委員会に係る条例・規則・規程・要綱・要領 ..	22
	（参考2）周南市農業委員会・組織図.....	23

令和6年度周南市農業委員会事業計画

周南市農業委員会（以下「委員会」という。）は、委員会の委員（以下「農業委員」という。）、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）及び委員会の権限に属する事務を補助執行する委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員の協働体「チーム農業委員会」として、次のとおり事業計画を策定する。

1 基本方針

本市の農業及び農業者の公的代表機関として、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するため諸対策を推進するとともに、農業委員会等に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法、独立行政法人農業者年金基金法その他関係法令に基づく事務を適正に執行し、本市の農業の振興と基本的な農業施策を確立するため、積極的な活動を推進する。

2 事業方針

- (1) 農業委員会憲章（2016年制定）を基本とする。
- (2) 公平・公正・透明性に基づき、明るく開かれた信頼される委員会の運営に努める。
- (3) 「現場主義」を第一として、農業者の声に耳を傾け、寄り添い、信頼されるよう、地域に密着した現場活動を推進する。
- (4) 「農地のプロ」として、資質向上のため研修・研鑽に努め、農業者に対する情報提供活動を行う。
- (5) ワンチームとして、情報を共有し行動を一つに、部分最適より全体最適を考えて事業に取り組む。
- (6) 一人ひとりが健康・安全には十分留意し、職務を遂行する。

3 重点事項

- (1) 農地等の利用の最適化の推進
 - ア 農業委員と推進委員との適切な役割分担と連携強化

イ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に掲げた目標の達成に向けての積極的な取組

ウ 最適化活動(農地等の利用の最適化の推進に係る活動をいう。以下同じ。)の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等

エ 実質化された人・農地プランの実現に向けた積極的な取組(地域計画が策定されるまでの間)

オ 市の農業担当課との連携強化

(2) 地域計画の策定に向けた協力

ア 市が設ける農業者等による協議の場に参加

イ 市の地域計画の策定に協力

ウ 市からの要請により、目標地区の素案を作成

(3) 農地法等の適正執行

ア 農地転用許可事務等の適正執行及び無断・違反転用防止のための広報や監視活動と是正指導の強化

イ 農地パトロール(利用状況調査)、利用意向調査及び日常活動としての農地パトロールの着実な実施に基づく遊休農地の発生防止・解消及び無断・違反転用の早期発見

ウ 農地台帳の精度向上と農業委員会サポートシステムの整備・運用への積極的な取組

エ 非農地扱いとした土地等の非農地判断(農地に該当するか否かの判断をいう。以下同じ。)等の実施

(4) 組織の体制整備と活動強化

ア 関係行政機関に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出

イ 農業委員会活動記録簿の作成による活動状況や成果の見える化

ウ 委員会の取組に関する情報提供の強化

4 会議の開催・出席

(1) 総会

- ・出席者 農業委員、事務局、関係部署職員、傍聴人 《公開》
- ・議事内容 議決事項、報告事項
- ・開催頻度 定例会は毎月1回（原則10日）、臨時会は必要に応じて随時
（定例会で審議する許可申請書の提出締切は、原則前月の20日）

申請書の提出締切予定日	定例総会の開催予定日
令和6年3月21日（木）	令和6年4月10日（水）
4月22日（月）	5月10日（金）
5月20日（月）	6月10日（月）
6月20日（木）	7月10日（水）
7月22日（月）	8月13日（火）
8月20日（火）	9月10日（火）
9月20日（金）	10月10日（木）
10月21日（月）	11月11日（月）
11月20日（水）	12月10日（火）
12月20日（金）	令和7年1月10日（金）
令和7年1月20日（月）	2月10日（月）
2月20日（木）	3月10日（月）
3月21日（金）	4月10日（木）

(2) 委員全員協議会

- ・議事内容 委員会の運営についての協議・調整、報告、連絡、意見交換等
- ・会議出席者 農業委員、事務局、会長が認めた者 《非公開》
- ・開催頻度 定例総会終了後に開催
- ・配付資料等 定例総会の議案とともに推進委員にも送付

(3) 地区協議会

- ・市域を5地区に分け、それぞれの地区に地区協議会を設置
- ・名称 南部地区協議会、西部地区協議会、徳山北部地区協議会、熊毛地区協議会、鹿野地区協議会
- ・所掌事務 地域活動についての協議・調整、課題解決に向けた協議、農業者等との意見交換、地区協議会としての意見集約等
- ・構成 農業委員、推進委員
- ・役員 座長（農業委員）、副座長（推進委員）、広報担当
- ・会議出席者 農業委員、推進委員、事務局、座長が認めた者 《非公開》
- ・開催頻度 おおむね3か月に1回程度

(4) 幹事会

- ・所掌事務 総会の議事運営、関係行政機関等に対する意見の提出の総務、農業委員・推進委員の研修の企画立案・実施
- ・組織 幹事6人（地区協議会の座長5人、女性委員の代表1人）
- ・幹事長 幹事の互選
- ・会議出席者 幹事、オブザーバー（会長・会長職務代理者）、事務局 《非公開》
- ・開催頻度 必要に応じて随時

(5) 広報委員会

- ・所掌事務 委員会の広報、市広報の活用、インターネットの活用等
- ・組織 広報委員6人（地区協議会の広報担当5人、会長が指名した女性推進委員1人）
- ・広報委員長 広報委員の互選
- ・会議出席者 広報委員、オブザーバー（会長・会長職務代理者）、事務局
- ・開催頻度 必要に応じて随時

(6) 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会

- ・所掌事務 推進委員候補者の被推薦者・応募者の評価を行いその結果を意見として会長に報告、被推薦者・応募者の経歴その他評価に必要な事項等の審査を行い意見を集約
- ・組織 評価委員9人（会長、会長職務代理者、幹事6人、委員会の事務局長） 《非公開》
- ・委員長 評価委員の互選
- ・開催頻度 必要に応じて随時

(7) 常設審議委員会（山口県農業会議）

- ・出席者 会長（常設審議委員会委員）、事務局（本市に係る意見徴収事案があるときのみ出席）
- ・意見聴取 ①農地転用事案 許可を要する面積30アールを超える農地、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、営農型太陽光発電施設その他農業委員会が必要と認める転用事案
②その他事案 農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法等で都道府県機構（山口県農業会議）の意見を聴かなければならないとされたもの
- ・資料提供 意見聴取事案以外の許可を要する転用事案
- ・開催頻度 毎月1回（原則28日）

(8) その他の会議

関係機関・関係団体等との連絡調整を図るため、諸会議へ出席する。

主な会議

- ア 山口県農業会議
- イ 山口県農業委員会女性協議会
- ウ 山口県農業委員会職員研究会
- エ 周南市青年等就農計画認定審査委員会
- オ 周南市都市計画審議会

5 活動計画

(1) 農地等の利用の最適化を推進する活動

※ 農地等の利用の最適化の推進とは、

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいう。

ア 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従って実施

周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（令和5年4月1日施行）に従って最適化活動を実施する。

イ 最適化活動の目標の設定及び公表・報告

令和6年3月末までに協議し定めた令和6年度の最適化活動の成果目標（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に係る目標をいう。）及び活動目標（推進委員等（推進委員及び最適化活動を行う農業委員をいう。以下同じ。）が最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標をいう。）（以下これらを「最適化活動の目標」という。）を、4月総会で、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」として議決・決定の上、市ホームページで公表するとともに、山口県知事に報告する。

ウ 最適化活動の記録及び点検・評価の実施（点検・評価は翌年度に実施）

(ア) 推進委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施

各推進委員等は、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した農業委員会活動記録簿を作成し、翌月10日（3月分は3月末日）までに事務局に提出する。

各推進委員等は、農業委員会活動記録簿に基づき、一年度間の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価する

とともにその結果を翌年度の4月末を目途として事務局に提出する。

(イ) 委員会の最適化活動の点検・評価の実施（翌年度に実施）

委員会は、翌年度の5月末までに、総会において、委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価する。

エ 最適化活動の点検・評価結果等の公表及び報告（翌年度に実施）

委員会は、推進委員等及び委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果を「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」に取りまとめ、市ホームページで公表するとともに、6月末までに、周南市長、山口県知事及び山口県農業会議に報告する。

オ 実質化された人・農地プランの実行・実現

人と農地をつなげるため、農地の利用調整、売買・貸借のマッチングを展開する。

カ 市の農業担当課との連携強化

農地等の利用の最適化の推進に当たっては、市の農業担当課との連携を強め、協力して取り組む。

(2) 地域計画の策定に向けた協力

ア 農業者等による協議の場に参加

自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当である区域ごとに、市が設ける農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の当該区域の関係者による協議の場に積極的に参加し、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施する。

イ 地域計画の策定に協力

アを踏まえ、将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図（以下「目標地図」という。）を含む。）等を定めた市の「地域計画」の策定に協力する。

ウ 目標地図の素案を作成

市からの求めにより、区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、目標地図の素案を作成し、市に提出することに取り組む。

(3) 農地法等関係活動

ア 農地法関係活動

(ア) 農地等の権利移動に係る許可事務等の適正執行（第3条、第3条の3関係）

許可申請書が提出されたら事務局と地区担当の農業委員及び推進委員（以下「委員等」という。）で書類審査及び現地調査を行い、必要に応じて申請書等の補正等を求め、申請書受理後、議案として総会に提出・審議し、許可を決定の上、原則、総会を開催した日付で許可をする。

届出を要する相続等による権利取得の届出は、事務局で書類審査等を行い、受理したことを総会で報告する。

(イ) 農地転用に係る許可事務等の適正執行（第4条、第5条関係）

許可申請書が提出されたら事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、必要に応じて申請書等の補正等を求め、申請書受理後、議案として総会に提出・審議し、許可を決定の上、原則、総会を開催した日付で許可をし、都市計画法で定める開発行為の許可など一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可をする。

常設審議委員会の意見聴取事案については、総会では許可相当と決定し、常設審議委員会での審議後に、原則、審議があった日付で許可をし、前述と同様に一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可をする。

届出を要する市街化区域内にある農地の転用、転用制限の例外、権利移動制限の例外などの届出は、事務局で書類審査等を行い、受理したことを総会で報告する。

(ウ) 農地転用許可後の転用事業の進捗管理（第4条、第5条関係）

農地転用許可を受けた者がその許可に付された条件に基づく転用事業の迅速かつ適切な進捗を図るため、転用事業者には農地転用許可済標識を貸与し、許可を得て転用していることが明確に分かるよう、許可を受けた土地に設置し、許可のあった事業計画に従って転用が達成するまで掲示してもらう。

転用事業者は、工事が完成するまでの間、事業の進捗状況を委員会に報告するとともに、転用事業が完了したときは委員会に報告する。

地区担当の委員等は、転用事業者の報告を現地確認するほか、適宜現地を確認し、その結果を事務局に報告する。

委員会は、転用事業の進捗状況を把握し、事業計画どおりに事業が行われていなければ、事業実施の指導・勧告などを行う。

(エ) 農地転用の届出に係る転用結果の把握（第4条、第5条関係）

これまで、市街化区域内にある農地等の許可を要さない農地転用の届出については、届出受理後の現地確認を行っておらず、農地台帳と市の固定資産課税台帳との照合時に登記地目又は課税地目を確認できるものの、登記地目の変更手続がされない場合又は届出したにもかかわらず農地転用がされなかった場合には確認することができなかった。

一方、課税課では、事務局から送付のあった総会議案に記載された転用許可及び転用届出のあった事案について、現地調査を実施し、現況確認により固定資産税課税台帳の課税地目の変更を行っている。

そこで、正式に、事務局で（仮称）農地転用予定通知書兼依頼書を作成の上、課税課に農地転用予定の土地をお知らせし、（仮称）農地転用に伴う課税地目変更通知書により課税課から報告を受け、農地台帳の現況地目を変更する仕組み（流れ）を確立する。

(オ) 農地所有適格法人の要件確認等（第6条関係）

農地所有適格法人から事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況及び法人要件の報告を徴収し、事務局で書類審査を行い、法人要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件）を満たしていることを確認の上、受理したことを総会で報告する。

(カ) 農地所有適格法人以外の法人等からの報告の処理（第6条の2関係）

農地所有適格法人以外の法人又は農作業に常時従事すると認められない個人（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）から事業年度の終了後3か月以内に、使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等の利用状況の報告を徴収し、事務局で書類審査を行い、農地所有適格法人以外の法人等が農地等を借りる場合の追加要件（賃借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を継続して行うこと、法人の場合は業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること）を確認の上、要件に該当しない場合、農地等を適正に利用していない場合又は当該報告をしない場合には、その旨を市又は農地中間管理機構に通知するとともに、報告の受理及びその処理を総会で報告する。

(キ) 農地パトロール（利用状況調査）の実施（第30条関係）

農地パトロール（利用状況調査）は、毎年8月頃を実施時期として設定し、全ての農地について利用状況を現地調査で把握するもので、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、さらには無断・違反転用の発生防止・早期発見を行う。

この農地パトロール（利用状況調査）により得られた農地情報は、農地台帳に記録され、農業委員会サポートシステムに情報化され、遊休農地対策や担い手への農地の集積・集約化など、農地等の利用の最適化の推進に繋がるので、この調査を着実に実施する。

(ク) 利用意向調査の実施（第 32 条、第 33 条関係）

農地パトロール（利用状況調査）の結果、遊休農地と判断された農地又は耕作する者が不在若しくは不在になることが確実な農地について、その所有者に農地の利用の意向を確認する。

(ケ) 非農地判断の実施

農地パトロール（利用状況調査）又は日常活動としての農地パトロールにより、再生利用が困難な農地とされた土地について、事務局の事前調査を経て、土地所有者に事前通知書を送付した上で、委員等 3 人以上と事務局での現地調査をし、非農地判断を行う。

また、農地台帳の点検による固定資産税課税台帳との照合の結果、現況地目と課税地目が違った土地又は航空写真等により明らかに非農地であることが判明した土地については、農地法第 30 条第 2 項に規定する利用状況調査（必要があると認めるときは、いつでも行うことができるもの）と併せて同様に非農地判断を実施する。

非農地判断の結果、非農地となったときは、土地の所有者に非農地通知書を交付するとともに、非農地とした土地について、非農地通知一覧表により山口県、周南市、山口地方法務局周南支局等に通知する。

非農地判断の結果を総会で報告する。

(コ) 非農地扱いとした土地等の非農地判断等

過去に、国の示す非農地判断の手續（事前通知、委員等の 3 人以上での現地調査・非農地判断、非農地通知書の交付及び非農地通知一覧表の作成・通知）を経ずに非農地扱いとした土地等（非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地をいう。以下同じ。）について、改めて国の示す非農地判断の手續となるよう、補完する処理を行う。

なお、非農地扱いとした土地等のうち課税地目が田又は畑以外であるものについては、総会で非農地であることの報告を行うとともに、非農地通知一覧表により山口県、山口地方法務局周南支局等に通知し、土地所有者の希望等により非農地通知書を交付する。

(サ) 地方税法第 381 条による非農地判断した土地の地目変更の申出の実施

に向けた実務協議及びその実施

農地等利用最適化推進施策に関する意見として、令和3年度及び令和5年度の2度にわたって、地方税法第381条第7項の規定に基づき、市長が職権で一括して法務局に地目変更の申出（以下「第381条申出」という。）を行う仕組みを活用し、非農地判断した土地を含め、登記地目と課税地目が乖離した土地等の地目変更登記の円滑な実施をされたい旨をお願いしたが、令和5年度に市長から「地方税法第381条第7項の規定に基づく地目変更の申出につきましては、公平、公正な課税の実現とさらなる市民サービスの向上のため、貴委員会と実務協議を行い、実施について検討を進めてまいります。」との回答があった（担当：課税課）。

については、事務局と課税課とで実務協議を進め、第381条申出の実施を目指す。

(シ) 無断・違反転用の早期発見及び是正指導の強化（第51条関係）

農地パトロール（利用状況調査）及び日常活動としての農地パトロールで無断・違反転用を早期発見し、是正指導を行う。

(ス) 農地の賃貸料情報の提供（第52条関係）

1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料を集計し、その平均値を求めた10アール当たりの賃借料水準（平均額）を公表する。

(セ) 農地台帳の点検・整理・管理（第52条の2関係）

農地台帳は農業委員会サポートシステムに情報化され、委員会が所管する各種申請、諸証明など業務全般の基本となっており、また、交付金事業の対象となっていることから、定期的に市の固定資産課税台帳との照合（毎年1回、5月から8月の間）及び市の住民基本台帳との照合（毎月1回）を実施するほか、利用状況調査及び利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき整理するとともに、委員会の日常的な事務処理、委員等の活動等を通じ、農地台帳の記録内容を補正するなど、適正に管理する。

(ソ) 農地改良の届出

農地の盛土又は掘削により農地を改良する場合、水田の埋立てにより畑地を造成する場合その他の農地の改良をする場合の届出は、事務局で書類審査及び現地調査を行い、受理したことを総会で報告する。

(タ) 開墾農地の耕作届出

山林、原野その他の農地でない土地を開墾して農地とした土地についての

耕作届は、委員等の3人以上が現地を確認の上、農地に該当するか否かの判断をし、その結果を総会で報告するとともに、農地である場合には、農地台帳に登載する。

(チ) 土地の現況等についての照会に対する回答

登記簿上の地目が農地等である土地の現況等について法務局の登記官、執行裁判所、弁護士会等からの照会に対し、事務局の事前調査を経て、委員等3人以上と事務局での現地調査により非農地判断又は現況確認を行い、その結果を回答し、その旨を総会で報告する。

(ツ) 農地等の買受適格証明（第3条、第4条関係）

民事執行法による競売手続の開始決定のあった農地等又は国税徴収法による滞納処分により公売に付された農地等の競売又は公売に参加する際、農地等を取得できない者が最高値買受申出人（以下「買受人」という。）になるのを未然に防ぐため、買受人となったときは、許可をする見込みのある者又は届出を受理する見込みのある者であることの証明（以下「買受適格証明」という。）の手続等は次のとおりとする。

① 許可を要する耕作目的又は転用目的の農地等

買受適格証明願いにより、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出し審議・決定の上、買受適格証明書を交付する。

買受適格証明書を交付した者が落札し、正式に許可申請があった場合は、事務局で提出書類を審査し、買受適格証明書交付時と事情が同一のときには総会の議決は経ずに許可し、その旨を総会で報告する。

買受適格証明書交付時と事情が異なっていたときは、改めて総会で審議・決定する。

② 届出を要する転用目的の市街化区域内にある農地等

買受適格証明願いにより、事務局で書類審査を行い、買受適格証明書を交付する。

買受適格証明書を交付した者が落札し、正式に転用の届出があった場合は、事務局で提出書類の審査等を行い、受理したことを総会で報告する。

(テ) 現況が農地でないことの証明等

非農地証明願いにより、事務局の事前調査を経て、委員等3人以上と事務局での現地調査により非農地判断を行い、その結果、農地に該当しないと決定したものには非農地証明書を交付し、農地に該当すると決定したものには

非農地証明が適当でないとして認め非農地証明願返戻通知書により通知し、その旨を総会で報告する。

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律関係活動

(ア) 農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取（第18条関係）

令和5年4月1日施行の法改正により、市が定める「農用地利用集積計画」と農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」が統合し、農地中間管理機構の「農用地利用集積等促進計画」に一本化された。

農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画について意見を求められたときは、総会で審議・決定し農地中間管理機構に回答する。

(イ) 農地中間管理機構の事業活用の推進

農地中間管理機構である「やまぐち農林振興公社」との連携を強化し、農地中間管理事業を推進する。

ウ 農業経営基盤強化促進法関係活動

(ア) 基本構想の策定又は変更に係る意見聴取（第6条関係）

周南市長より意見を求められた基本構想（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。）の策定又は変更について、総会で審議・決定し周南市長に回答する。

(イ) 農業経営改善計画の認定に係る協議書に意見を付し山口県知事に送付する事務（第12条関係）

市が農業経営改善計画を認定する際、山口県知事の協議・同意が必要なものについて、総会で審議・決定し、市の作成する協議書に意見を付して山口県知事に送付する。

(ウ) 認定農業者・認定就農者に対する利用権の設定等の促進に関する事務（第16条関係）

認定農業者又は認定就農者に対して、利用権の設定等（農地中間管理事業及び農地中間管理機構の事業の特例による事業の実施による農用地についての利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託（以下「利用権の設定等」という。以下同じ。）の促進を図る。

(エ) 地域計画の策定又は変更に係る意見聴取（第19条関係）

周南市長より意見を求められた地域計画の策定又は変更について、総会で

審議・決定し周南市長に回答する。

(オ) 目標地図の素案の作成・提出（第 20 条関係・再掲）

市からの求めにより、目標地図の素案を作成し、市に提出する。

(カ) 地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対する利用権の設定等の促進に関する事務（第 21 条関係）

地域計画の区域内の農用地等について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者に対し、当該農用地等について農地中間管理機構への利用権の設定等の促進を図る。

(キ) 利用権設定事務（改正前の第 4 条関係）

地域計画が策定されるまでの間、改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権制度において、推進委員は地域の窓口となり、貸し借りの仲介を行い、農地利用の適正化（担い手への集積と遊休農地の発生防止）を図る。

更新分を対象とした利用権設定事務の説明会を開催する（更新分の申出は 12 月末を締め切りとする。）。

新規の利用権設定は、年 4 回、4 月、7 月、10 月及び 1 月末日の締切で随時受け付ける。

(ク) 農用地利用集積計画の決定（改正前の第 18 条関係）

地域計画が策定されるまでの間、改正前の農業経営基盤強化促進法に基づき、周南市長より決定を求められた農用地利用集積計画（案）について、6 月、9 月、12 月及び 3 月の総会で審議し決定する。

エ 農業振興地域の整備に関する法律関係活動

(ア) 農業振興地域整備計画の策定又は変更に係る意見聴取（第 13 条関係）

周南市長より意見を求められた農業振興地域整備計画の策定又は変更について、総会で審議・決定し周南市長に回答する。

(イ) 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取（第 13 条関係）

周南市長より意見を求められた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外・編入・非農地等判定）について、事務局と地区担当の委員等で現地調査（除外及び編入に限る。）を行い、7 月、11 月及び 3 月の総会で審議・決定し周南市長に回答する。

オ 土地改良法関係活動

(ア) 土地改良事業に参加する資格に係る承認、認定等（第3条関係）

賃貸借等した農用地の所有者が土地改良事業に参加したい旨を申し出たときの土地改良事業の参加資格の承認（第1項第2号）、農用地の耕作者等で土地改良事業に参加する資格を有しないものが農用地の所有者の同意を得てその資格を交替すべき旨を申し出たときの土地改良事業の参加資格交替の承認（第2項前段）、農用地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが農用地の使用及び収益をする者の同意を得てその資格を交替すべき旨を申し出たときの土地改良事業の参加資格交替の承認（第2項後段）、農用地の一時貸付けに係る土地改良事業の参加資格の認定（第3項）又は農地中間管理機構の借受農用地に係る土地改良事業の参加資格の認定（第4項）を行った場合は、その旨を総会で報告する。

カ 租税特別措置法関係活動

(ア) 納税猶予に関する適格者証明（第70条の4、第70条の6関係）

贈与税又は相続税の納税猶予に関する適格者証明願いにより、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出・審議・決定し、適格者であることを証明する。

(イ) 納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明（第70条の4、第70条の6関係）

贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いにより、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付した上で、総会で報告する。

(ウ) 納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答（第70条の4、第70条の6関係）

贈与税又は相続税の納税猶予の特例を受けている農地等の利用状況等についての照会に対し、事務局の事前調査を経て、委員等3人以上と事務局での現地調査により非農地判断及び現況確認を行い、その結果を回答し、その旨を総会で報告する。

キ 地方税法関係活動

(ア) 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明（附則第12条関係）

贈与により取得した農地等について、不動産取得税の徴収猶予に関する適

格者証明願いにより、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出・審議・決定し、適格者であることを証明する。

(イ) 不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明（附則第 12 条関係）

贈与により取得した農地等に係る不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いにより、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付した上で、総会で報告する。

(4) 組織活動

ア 農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出

農業者との情報交換等により得た地域の農業者が抱える課題や要望などの声を集約し、農業及び農業者の代表機関としてその解決に向け、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項に規定する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見として、「平成 7 年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見」を調製し、総会で審議・決定の上、関係行政機関等に提出する。

イ 令和 6 年度の最適化活動の目標の設定（再掲）

「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等」をまとめ、総会で議決し公表する。

ウ 令和 5 年度の最適化活動の点検・評価結果等の公表（再掲）

「令和 5 年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をまとめ、総会で議決し公表する。

エ 規則、規程、要綱、要領等の整備

法令改正や状況の変化に対応し、必要に応じて規則、規程、要綱、要領等の整備を行う。

オ 業務マニュアルの整備

令和 5 年度に「農地転用マニュアル」が完成したが、その他の業務についてもマニュアルの整備を進め、共通仕様で業務が遂行できる体制を構築する。

カ デジタル化の推進

(ア) 令和 4 年度に導入したタブレット端末 20 台の活用

令和 4 年度に、国の令和 3 年度補正予算に係る農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業として、20 台のタブレット端末を購入した。

全委員等に行き渡る台数ではないが、タブレット端末は通信機能やGPS

機能を備え、写真撮影もでき、eMAFF地図と連携した現地確認アプリや意向把握アプリ、活動記録アプリを搭載しており、農地パトロール（利用状況調査）、利用意向調査及び日常活動としての農地パトロールでの活用を図る。

(イ) 全委員等へタブレット端末を追加導入

委員等が日々活動するためには、タブレット端末の使用は必要不可欠であるため、不足する台数分の導入経費について、令和4年度・令和5年度の2回にわたって、市へ強くお願いしたが、予算措置に至っていない。

令和7年度の完全導入に向け、予算措置を強く要望する。

(ウ) タブレット端末やドローンの活用、衛星リモートセンシングデータの利用などを調査・研究

行政のデジタル化の推進の一環として、デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation: DX。IT技術を活用して従来の組織や事務などを変革していくこと。）も視野に入れ、タブレット端末やドローンの活用、衛星リモートセンシングデータの利用などを調査・研究する。

キ 事業報告の作成・公表

年度終了後、総会審議等の状況、農地法等に基づく処理状況、委員等の活動状況等を「事業報告」としてまとめ、活動状況や成果の見える化を図る。

(5) 研修活動

ア 山口県農業会議主催の研修会への出席

「農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会」を始めとする山口県農業会議が主催する研修会等に参加し、資質の向上を図る。

イ 研修会の開催

独自の研修会の開催を検討する。

ウ 図書、リーフレット等の配付

委員等に、農地や農業委員会、農業経営、農業者年金などの関連制度・施策に関するリーフレット、パンフレット、その他の図書を個別に配付し、委員等各自の自己研鑽や、資質の向上、農業者に対する情報提供活動への提供を図る。

(6) 情報提供活動

ア 「しゅうなん農業委員会だより」の発行

令和5年9月に、単独紙として「しゅうなん農業委員会だより」を創刊し、

改選された委員等を紹介することができた。

令和6年度の予算措置は年1回分であり、9月に発行することとし、広報委員会の編集により、委員会の活動を多くの農業者、一般の住民により身近で見える活動としてお伝えする。

農業委員会だよりは、①農業委員会からのお知らせ、②農業委員会の活動報告、③地域の農業情報の3つの項目をバランスよく取り入れた紙面づくりを進め、市ホームページにも掲載する。

今後、9月と3月の年2回発行できるよう、予算措置を強く要望する。

イ 市広報による情報提供

農業委員会だよりは、発行の回数が限られており、必要に応じて、広報「しゅうなん」により、情報を提供する。

ウ 市ホームページによる情報提供

市ホームページの農業委員会のページの充実を図る。

特に、市民の利便性の向上を図るため、今までの事務処理や相談対応で蓄積された実例による質問と回答を参考に、よくある質問（frequently asked questions: F A Q）としてまとめ、ホームページに掲載する。

エ 庁内グループウェアによる情報提供

市職員に委員会の仕事内容や農地法の許可制度等に係る理解を深めてもらい、農地の無断・違反転用の防止や早期発見、また、市民からの相談の際の適切な対応や事務局へ適切につなぐことができるようにするため、令和3年6月に「ACS通信」（ACSとは、農業委員会事務局の英語表記（Agricultural Commission Secretariat）の頭文字）を創刊し、庁内グループウェアの掲示板に掲載しているが、継続して発行する。

(7) 日常活動

ア 農業委員会活動記録簿の作成・提出（再掲）

農業委員会等に関する法律第6条に定める委員会の所掌事務を効果的に進めるとともに委員等の活動の透明化を図るため、委員等は、活動日ごとに、場所、相手方、活動内容等を農業委員会活動記録簿に記録し、翌月10日（3月分は3月末日）までに事務局に提出する。

イ 日常活動としての農地パトロールによる農地の利用促進と無断・違反転用の早期発見

日常活動としての農地パトロールに取り組み、地域の農地の状況を的確に把握する。

特に、遊休農地化しそうな農地を発見し、農地所有者に対して今後の利用に関する意向を調査し、自己管理の徹底や農地売買のあっせん実施などを行い、遊休農地の発生防止を図る。

また、無断・違反転用を発見した場合は、事務局と連携し適正指導を行う。

ウ 農業者との情報交換

日常の雑談・日常の相談活動をとおして、農家が抱える個々の問題を把握し、相談・指導・助言などで具体的な対応策を提案することで、良好な農地管理を促進する。

情報交換を通じ、農地の売買・貸借のマッチングに結び付くこともある。

また、地域の農業者が抱える課題や要望などの声を集約し「平成7年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見」に反映させる。

(8) その他の活動

ア 農業者年金の普及啓発・加入促進・相談等

農業者年金制度の普及啓発及び新規加入の推進を図り、制度の強化・拡充に努め、農業者の老後の生活安定と福祉の向上に資するとともに後継者への継承を促進し、農業経営基盤の強化を図る。

イ 国有農地の管理

農林水産省所管国有財産管理者（山口県知事）から土地を借り受けている者に対して、賃借料の徴収に関する事務や現地調査を行う。

ウ 全国農業新聞の普及拡大等

農業委員会の組織紙として、また、農家向けの情報紙としての性格を合わせもった新聞として発行を続けている「全国農業新聞」の購読の普及に努めるとともに、地域の身近な紙面づくりのための情報を提供する。

6 年間活動計画表（主要業務）

月等	項目	備考
毎月	原則 10 日に定例総会・委員全員協議会を開催	
	原則 20 日に翌月の定例総会で審議する許可申請等の提出締切 農地法第 3 条第 1 項（農地等の権利移動） 農地法第 4 条第 1 項（農地の転用） 農地法第 5 条第 1 項（農地等の転用のための権利移動） 農地等の買受適格証明 贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明	定例総会 で議決
	原則 28 日に会長・事務局が常設審議委員会へ出席	
4 月	6 年度最適化活動の目標の設定等を公表 6 年度事業計画を策定・公表	
5 月		
6 月	5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務 の実施状況を公表 5 年度事業報告を承認・公表	
7 月	農地パトロール（利用状況調査）等の説明会を地区協議会で開催	
8 月	農地パトロール（利用状況調査）（調査表提出は 9 月末まで） 農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会（県農業会議）	
9 月	「しゅうなん農業委員会だより」を発行	
10 月	逐次、遊休農地の利用意向調査、荒廃農地の非農地判断を実施 利用権設定事務の説明会を地区協議会で開催（申出は 12 月末） 7 年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見を提出	
11 月		
12 月		
1 月		
2 月	農地の賃借料情報を公表（令和 6 年分）	
3 月	7 年度最適化活動の目標を設定（翌 4 月総会に諮り公表）	
随時	農地法による届出等の受理 農地改良届出の受理 開墾農地の耕作届出の処理 農地所有適格法人の報告の徴収 農地所有適格法人以外の法人等の報告の徴収 非農地判断の実施 登記簿地目が農地等である土地に係る照会に対する回答 市街化区域内にある農地等の買受適格証明（転用目的） 現況が農地でないことの証明等（非農地証明） 納税猶予・徴収猶予農地等の農業経営を継続していることの証明 納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての回答 等	定例総会 で報告
	地区協議会を開催（おおむね 3 か月に 1 回程度） 幹事会を開催 広報委員会を開催 農地等の利用の最適化を推進する活動 無断・違反転用の是正指導 農地台帳の整備・管理 新規の利用権設定申出受付（4 月、7 月、10 月、1 月末の締切） 日常活動としての農地パトロール・農業者との情報交換 等	

(参考1) 周南市農業委員会に係る条例・規則・規程・要綱・要領

1 周南市の条例・規則・要綱

(1) 条例

ア 周南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(2) 規則

ア 市長の権限に属する事務の委任規則・第7条(周南市農業委員会に対する事務委任)

イ 周南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則

ウ 周南市農業委員会の委員の選任に関する規則

(3) 要綱

ア 周南市農業委員会委員候補者選考委員会設置要綱

2 周南市農業委員会の規則・規程・要綱・要領

(1) 規則

ア 周南市農業委員会総会会議規則

イ 周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則

(2) 規程

ア 周南市農業委員会規程

イ 周南市農業委員会会長専決規程

ウ 周南市農業委員会事務局規程

エ 周南市農業委員会和解の仲介に関する規程

オ 周南市農業委員会会長等互選規程

カ 周南市農業委員会が管理する公文書の開示等に関する規程

キ 周南市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

(3) 要綱

ア 周南市農業委員会事務局長等専決要綱

イ 周南市農業委員会在宅等勤務実施要綱

ウ 周南市農業委員会農地法関係事務の指針を定める要綱

エ 周南市農業委員会の委員等の活動の報告に関する要綱

オ 周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱

カ 周南市農業委員会農地転用制限の例外(農業用施設)に係る届出に関する要綱

キ 周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱

ク 周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱

ケ 周南市農業委員会日常活動としての農地パトロールに関する要綱

コ 周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱

サ 周南市農業委員会農地台帳点検等実施要綱

シ 周南市農業委員会行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱要綱

ス 周南市農業委員会タブレット端末に関する運用要綱

セ 周南市農業委員会委員全員協議会要綱

ソ 周南市農業委員会地区協議会設置要綱

タ 周南市農業委員会幹事会設置要綱

チ 周南市農業委員会広報委員会設置要綱

ツ 周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱

(4) 要領

ア 周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領

イ 周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領

ウ 周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領

エ 周南市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)に係る事務処理要領

オ 周南市農業委員会遊休農地の利用意向調査等に係る事務処理要領

カ 周南市農業委員会開墾農地の届出に係る事務処理要領

キ 周南市農業委員会全部効率利用要件の確認に係る事務処理要領

(参考2) 周南市農業委員会・組織図

